

★3月のお知らせ★

事業主の
みなさまへ

平成30年3月より各種届出様式が変更になります！

これまで日本年金機構に提出していた様式について、同一の提出契機のもの(70歳該当届と資格取得届など)や共通の届出事項が多い様式を統廃合し、マイナンバーによる届出が可能となる予定です。

また、平成30年3月から、マイナンバーを活用して被保険者等の氏名及び住所変更の届出の省略が実施される予定です。新しい届出様式、マイナンバーを活用した氏名変更、住所変更の届出省略等の詳細につきましては、その都度お知らせします。

平成30年度 健康保険料率・介護保険料率改定

埼玉県	現行		平成30年3月分(4月納付分)～
健康保険料率	9.87%	➡	<u>9.85%</u>
介護保険料率	1.65%	➡	<u>1.57%</u>

◎40歳から64歳までの方は、健康保険料率に介護保険料率が加わります。

◎変更後の健康保険料率と介護保険料率の適用は3月分(4月納付分)から、賞与については、支給日が3月1日分からとなります。

※各都道府県により健康保険料率は異なります！群馬県9.91%になっておりますのでご注意ください！

新入社員研修

4月6日(金) 10時～16時
寺山総合ビル3階



春の健康診断

4月19日(木)・27日(金)
13時～15時
深谷寄居医師会メディカルセンター



詳細はそれぞれのお申込用紙にてご連絡致します！お申込をお待ちしております♪

★平成30年3月の営業土曜日は
以下のとおりです。

3日(土) 営業(税務)
10日(土) 営業(税務)
17日(土) 休
24日(土) 営業(税務)
31日(土) 休



★ご質問、ご相談等はこちらまで・・・

トキワビジネス協同組合
埼玉社会保険労務事務所
寺山社会保険労務士事務所



TEL : 048 - 571 - 2231

FAX : 048 - 570 - 1929

URL : <http://www.tokiwa-business.com/wp4app/>